

解説

種類株式を活用すれば 親子間の事業承継はより円滑に

税理士 丹羽正裕

事業承継にあたっては、経営権をめぐるさまざまなトラブルが生じがち。種類株（議決権や財産権等が普通と異なる株式）を使ったトラブル防止策を考える。

会社法の施行により、会社は、さまざまな種類の株式を発行できるようになり、それによって、議決権をコントロールすることも可能となりました。

ここでは、この種類株を、中小企業の親子間の事業承継に活用する方法を解説します。

種類株とは、株主としての権利の内容が、普通株とは異なる株式のことです。

株主総会の特別決議で三分の二以上の同意を得ることができれば、種類株の発行が可能となります。現在、内容の異なる九種類の種類株があります（図表1参照）。

それでは、事業承継に活用できる種類株を、順番に見ていきましょう。

議決権制限株式で 兄弟間の争いを防ぐ

議決権制限株式とは、株主総会において議決権に一定の制限がある株式です。株主総会での議決権が一切ない完全無議決権株式もあります。

会社法では、この議決権制限株式は、公開会社においては、発行済株式の二分の一を超えて発行できませんが、非公開会社においては、この発行限度規制がありません。したがって、非公開会社の場合、たとえば、発行済株式数二〇〇株のうち議決権制限株式一九九株、普通株一株ということも可能なのです。この議決権制限株式を活用す

れば、少ない普通株式で安定した議決権を確保することができ

したがって、「公開会社Ⅱ上場会社」というわけではないの

■図表1 事業承継に活用できる種類株の内容

剰余金配当優先株式	普通株式より配当を優先する
残余財産分配優先株式	会社解散時などに残余財産の分配額を普通株式より優先する
議決権制限株式	株主総会の決議に参加できない、または決議できる事項が限られている
譲渡制限株式	株式の譲渡に会社の承認が必要になる
取得請求権付株式	株主が会社に対して、株式の取得を請求できる
取得条項付株式	あらかじめ定めた事項が生じたとき、会社が株主から強制的に株式を買い戻せる
全部取得条項付株式	2種類以上の種類株式を発行している場合に、会社がそのうち特定種類の株式全部を株主総会の特別決議によって取得できる
拒否権付株式(黄金株)	株主総会の一定の決議に対し、種類株主総会で拒否権をもつ
取締役・監査役の選解任権付株式(※)	種類株をもつ人だけで構成する「種類株主総会」で取締役・監査役を選解任できる

(※) 委員会設置会社以外の非公開会社のみ

ます。
なお、会社法における公開会社とは、一株でも譲渡制限のない株式を発行できる（実際に発行していることは必要ない）会社のことをいいます。
一方、非公開会社とは、会社が発行する株式のすべてが譲渡制限株式である会社のことをいいます。

で注意してください。

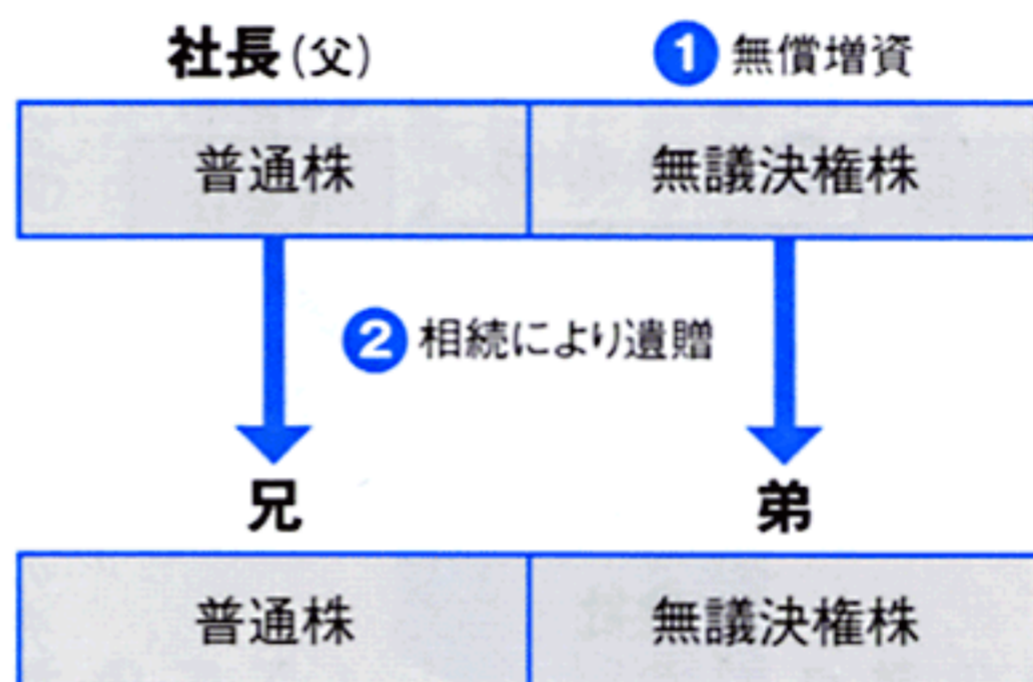
それでは、具体的に議決権制限株式を活用した親子間の事業承継対策を見てみましょう。

社長（100%株式保有）の息子二人のうち兄を後継者と決定し、兄に経営権を集中させた場合に議決権制限株式を使う方法があります。

まず、株主総会の特別決議で三分の二以上の同意を得て、普通株式を保有する社長（父）に完全無議決権株式を無償で割り当てます。ここでは、株式数が増えるだけなので、資金的な負担は一切ありません。

そして、将来の相続に備えて、既存の普通株式を兄へ、完全無議決権株式を弟へ遺贈する遺言

■図表2 議決権制限株式を活用した事業承継対策



書を作成します。あるいは、生前において贈与または譲渡するケースも考えられます。こうすれば、兄の取得する普

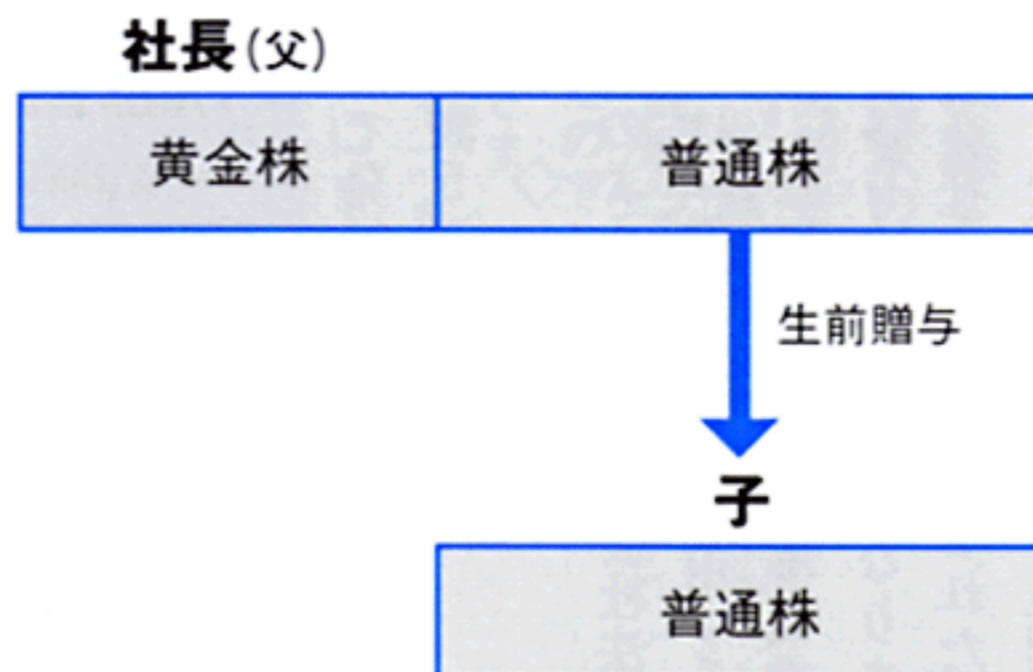
通株式は議決権がある一方、弟の取得する株式は無議決権株式となり、経営権を兄に集中させることができるのです（図表2）。

**黄金株で後継者に
睨みをきかせる**

拒否権付株式とは、株主総会の決議した特定の事項について拒否権をもつ株式のことをいいます。

俗に「黄金株」ともいわれ、たとえ一株であっても、拒否権の行使ができる一定の議案に対しては、その成立にブレーキをかけることができます。代を譲る息子に一抹の不安を

■図表3 拒否権付株式を活用した事業承継対策



感じる場合には、この黄金株を利用すればいいのです。社長（父）は後継者である息子へ普通株式の大部分を生前贈

与して経営権を委譲したとしても、この拒否権付株式（黄金株）を保有し続ける限り、無茶な投資や強引な経営施策にプレキをかけるお目付け役となることできます。

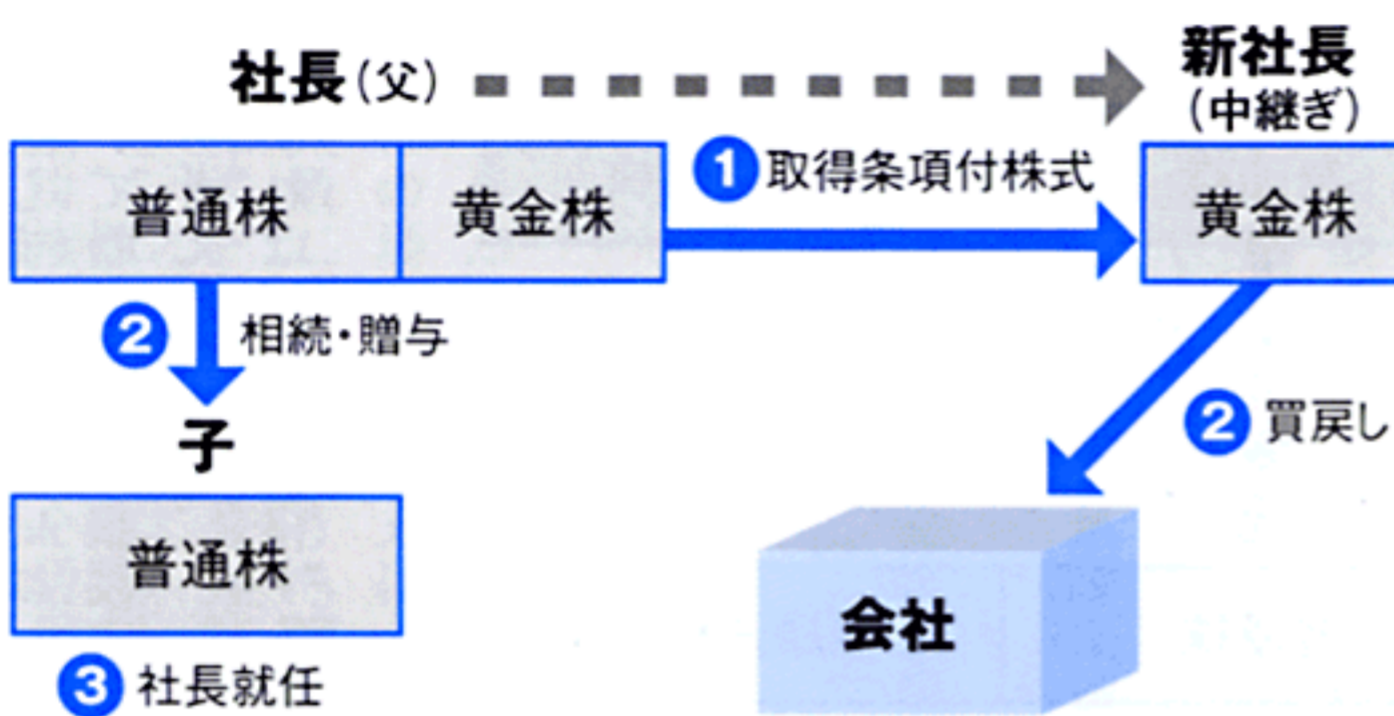
ただし、この黄金株が相続等によって父から離れ、後継者以外の手に渡った場合は、経営の足並みがそろわなくなるため、取り扱いには注意が必要です。少なくとも、譲渡制限株式あるいは取得条項付株式にしておく必要があります（図表3）。

取得条項付株式で中継ぎ社長の在任期間を限定する

この取得条項付株式とは、定款に定められた一定の事由が発生した場合に株主の同意なしに、会社が株式を買い戻せる株式です。

たとえば、父が病気になる、後継者である息子が一人前の経営者になるにはもう少し時間が必要な場合に、活用できます。一定期間だけ社内から中継ぎの新社長を選任し、経営が円滑にいくよう種類株式をもってもら

■図表4 取得条項付株式を活用した事業承継対策



売渡請求権を行使して株式の分散を防止する

います。これを一定期間に限定した取得条項付株式と黄金株にしておけば発言権を持たせられる一方で、一定期間経過後に株を会社が買い戻すことができます（図表4）。

一方、すでに株式が分散している会社は、定款を変更して、相続や合併による取得時の売渡

請求権をつけることで、株式の再集中や不用意な分散防止が可能です。

以前は、譲渡制限株式であっても、相続等で取得した場合においては、その取得を会社が拒否することはできませんでした。会社法においては、あらかじめ定款に定めることにより、相続人等に対する売渡請求ができるようになりました。

この制度により、相続によって会社にとって好ましくない者が株主となった場合でも、一方的に会社に売渡す請求ができるようになります。つまり、株主に相続が発生した場合に、強制的に会社が株式を買い取れる仕組みです。買取りの申し出期間が知ってから一年以内と決められています。売渡価格は、まず会社と株主が協議して決定しますが、協議が整わない場合においては、裁判所が売渡価格を決定することになります。

なお、種類株は、単独でも発行できますが、拒否権付株式の項目で触れたように、必要に応じて、いくつかの種類株を組み

■図表5 種類株の組み合わせの一例

- ① 剰余金配当優先株式+議決権制限株式
= 議決権は制限されているが配当は優先されている株式
- ② 拒否権付株式(黄金株)+譲渡制限株式
= 拒否権という権限と、その黄金株譲渡には会社の承認が必要
- ③ 拒否権付株式(黄金株)+取得条項付株式
= 拒否権という権限と、一定の事由により強制的に会社が買取れる

合わせて発行することもできます（図表5）。

以上のように、新しい会社法、とりわけ「種類株」を活用することで、これまでにない事業承継のスタイルが可能となります。新会社法により生まれた、さまざまな種類株をうまく活用することが、事業承継を成功へ導くポイントとなります。

周到な準備と対策によって事業承継を成功させることも、経営者の責務といえるのです。◆

profile

にわ まさひろ 一九六五年生まれ。立教大学法学部卒業。九八年税理士登録。二〇〇〇年独立開業。「顧客本位」をポリシーとして、診療所を中心とした顧問に携わるかたわら、講演・執筆活動を精力的に行なっている。